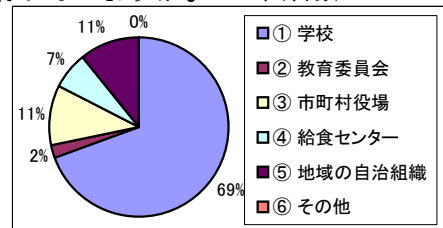


## 給食費についてのアンケート(42校分)

問い1 あなたの勤めている学校の児童・生徒の給食費はどこで集めていますか。 回答数 41

① 学校	32
② 教育委員会	1
③ 市町村役場	5
④ 給食センター	3
⑤ 地域の自治組織	5
⑥ その他( )	

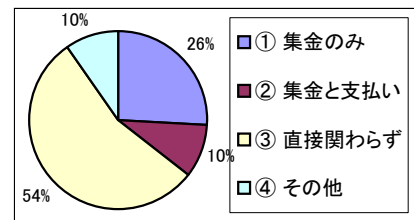


問い2 1で学校以外と答えた方にお聞きします。具体的な集金の流れを教えてください。また、問題点と考えられることなどありましたら、お書きください。

- 毎月15日郵便局・20日JA引き落とし→再振りなし、月末までに未納通知を出す→保護者が学校へ現金持参 ※日にちが決まってないので、その都度JAに納めに行くのが大変
- 保護者→郵便局・銀行・JA→振替→学校の口座→銀行へ支払い→給食センター
- ①月ごと・・・地域の地区委員さんが集金 ②年2回・・・保護者直接 ③一括・・・保護者直接
- 郵便局か農協の自動引き落とし、又は現金を給食センターへ持参
- 保護者が指定口座へ振り込むか、地区部長が集金して役場へ納入
- ①直接納付の人のみ給食費納付書を郵送 ②地区の組長がその他税金と一緒に部長へ→役場(一般会計)
- 農協等の口座振替で毎月教育委員会で集計。未納分の催促状も教育委員会。学校での処理事務は一切無い。
- 地区委員(保護者)へ持参→地区委員がJA学校口座へ入金  
※地区委員に持参しない人が滞納者に。地区委員が徴収すれば未納は減るのでは
- 給食委員が地区ごとに集金→JA口座へ振り込み。未集金世帯は学校に現金持参→教頭がJA口座に振り込み。  
※バラバラに現金を持ってくるので教頭先生は何度もJAに行かなければならないようです。
- 保護者が役場の会計口座に振り込み

問い3 1で学校と答えた方にお聞きします。 回答数 31

① 集金のみ関わっている	8
② 集金と支払い両方に関わっている	3
③ 直接には関わっていない。( ↓ )が担当している。 <small>教育委員会(嘱託職員)・給食センター・教頭・給食担当・栄養職員・保護者(地区委員)</small>	17
④ その他(・集金と返金 物資支払いのみ)	3

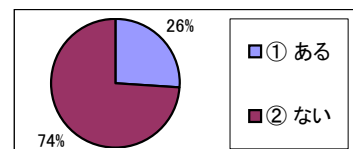


問い4 3で②と答えた方にお聞きします。どのような事情や経緯で支払い業務をしているのか。また、問題点や悩みなどありましたらお書きください。

- 集金日に入金がなく、翌日以降に現金を持ってきた時が教頭が預かることになり困っている。
- 給食センターから支払額の通知書が来る→JAや郵便局でその額を引き出し→指定日にファミリー銀行が集金に来る※指定日に大金を用意しなければならず都合がつかないと銀行に払いに行かなくてはならないので大変
- 残高不足で振り替えできない。
- 前任者がしていたので引き継いだ。
- 以前は教頭がしていたが、会計事務の一元化の観点から事務職員が取り扱うようにした。集金方法が4とおりあるのが多少面倒だが、滞納はないため特に大きな問題点は今のところない。
- 以前から各校単独式の給食実施であったため給食費の取り扱いは学校事務に集中していた。業務量が多くかつ責任も重い為、相当負担になっている。また仕事の重みの割には周りの理解が浅くモチベーションを維持するのが困難である。また多額(1000万程)のお金を扱うのに責任の所在が明確ではなかった。  
→最近給食規定を各学校ごとに定めた。
- パン、牛乳、一般基本物資代は学校給食会へ郵便振替。ハウディも郵便振替。南阿蘇〇協へはJA振替。村内業者へは現金支払い。
- 集金は一括と2回分割の世帯が全体の2/3あるので業務はとても楽

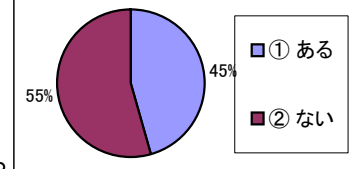
問い5 あなたの学校(市町村)には給食費集金の規定はありますか。 回答数 42

① ある	11
② ない	31



問い 6 5で①と答えた方にお聞きします。規程の中に給食費滞納時の督促についての詳しい決まりはありますか。 回答数 11

- ① ある 5
- ② ない 6



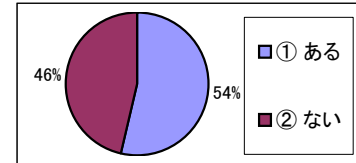
問い 7 6で①と答えた方にお聞きします。その内容を教えてください。

滞納3ヶ月以上は給食運営委員会で審議、悪質なものについては警告を発する。

- ①1ヶ月滞納→校長名による督促状発送 ②3ヶ月滞納→教育長名による督促状発送。
- ①2ヶ月滞納→校長名による督促状発送 ②3ヶ月滞納→教育長名による督促状発送。

問い 8 給食費に過年度の滞納がありますか。 回答数 41

- ① ある 22
- ② ない 19

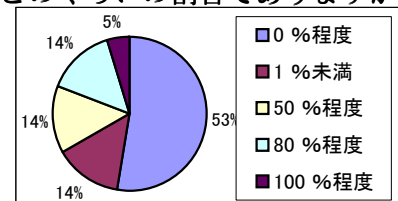


問い 9 8で①と答えた方にお聞きします。過年度の滞納者に対する督促はどうされていますか。

- ・ 市教委(給食センター)で対応 教育委員会が督促する
- ・ 月に1度未納通知を出している。
- ・ 電話及び封書(教頭が担当している)
- ・ ①給食センター長名(教育長)で督促状を出す ②担当者(2名)が家庭を訪問する
- ・ 年に3, 4回文書郵送にて督促状を出している。卒業生なので。
- ・ 民法上の請求権が無くならないように、継続的に督促状を出している(学校)  
※所在がわからなくなったケースもあり、督促できないケースもある。
- ・ 校長・教頭で未納世帯に家庭訪問し、約束状もらった。その他都度都度電話督促をしている。
- ・ 年に2回程郵送で請求するがほとんど反応がない。
- ・ 担当者が文書で通知
- ・ 毎月給食費徴収の際、文書を送付している。

問い 10 支払い能力があると思われるのに、給食費を払わない家庭がどのくらいの割合でありますか。

滞納世帯の	0 %程度	11
	1 %未満	3
	50 %程度	3
	80 %程度	3
	100 %程度	1



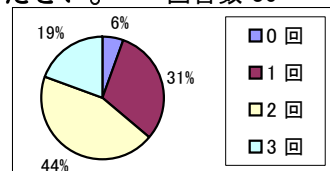
問い 11 滞納者への督促で、効果があると思われる方法があれば教えてください。

- ・ 第三セクターの給食センター(学校が付かない)なので未納=予算不足になる。運営資金と徴収金を切り離して、徴収金は市町村の収入とし、未納金を税金と同じように差し押さえができるようにする。任意団体では不可能。運営資金は市町村予算とする。
- ・ 学年会長やPTA会長と学校関係者が一緒に回ると集まりやすい。保護者同士だと効果がある。
- ・ 校長からの電話、教育町名の督促状
- ・ 平成18年度に出された文科省通知文が参考になると思います。
- ・ ①赤い紙に印刷して督促状を送付する ②教育町名で督促状を送付する
- ・ 滞納がある場合、その年度内に徴収する。ただ文書で通知するだけでなく直接徴収に行くとかする。校長、給食センター長の方々で行く。
- ・ 管理職からの催促
- ・ 就学援助費の受給者であれば、本人の承認をとり直接預かる。
- ・ 家庭訪問
- ・ 電話及び訪問
- ・ 給食センター長名に加え、校長名も連名で督促状を出す。
- ・ 口座振替ではなく、地区委員による手集めが確実だと思う。

- ・ 保護者に対して管理職や担当者の直接訪問
- ・ 勇気があるけど「家庭訪問」ですかねー。でも厳密に言えば「分任出納員」の任命がいると思います。
- ・ 就学援助対象者について、現金支払い時に、そのときまでの未納分をもらう。
- ・ ①学校職員のみでなく、PTA役員も含めての滞納家庭への対応。②場合によっては地域の民生委員も含めて対応。③それでもだめなら保護者の勤務先へ協力を依頼する(最終手段)
- ・ やんやん督促
- ・ 担任、校長、事務職員の3者で家庭訪問をする。

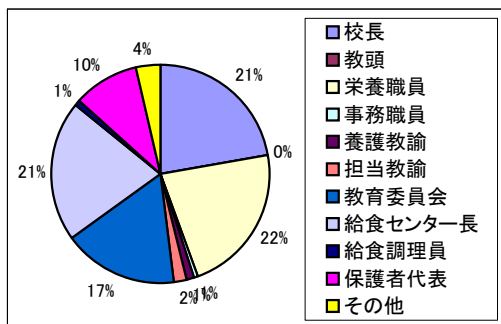
問い 1 2 給食運営委員会は年に何回開かれていますか。開催月も教えてください。 回答数 36

0 回		2
1 回	4月 5月 2月	11
2 回	6・2月4・3月6・3月4・2月	16
3 回	4・9・3月 4・9・1月	7



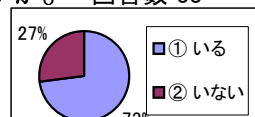
問い 1 3 給食運営委員会の参加者は誰ですか。参加者すべてに○をつけてください。

校長	38
教頭	0
栄養職員	38
事務職員	1
養護教諭	2
担当教諭	3
教育委員会	29
給食センター長	36
給食調理員	1
保護者代表	17
その他(物資納入業者・農協・病院・商工会)	6



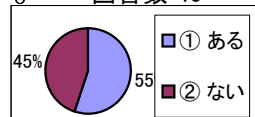
問い 1 4 給食運営委員会の中で給食費の滞納について、話し合いがされていますか。 回答数 33

① 話し合いがされている	24
② 話し合いはされていない	9



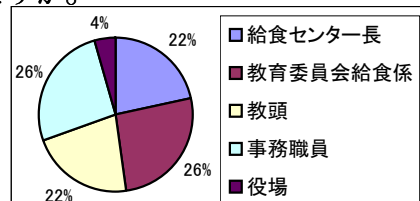
問い 1 5 あなたの学校（市町村）では給食費会計の予算、決算報告はありますか。 回答数 40

① ある	22
② ない	18



問い 1 6 1 5で①と答えた方にお聞きします。それは誰がしていますか。

給食センター長	5
教育委員会給食係	6
教頭	5
事務職員	6
役場	1



問い 1 7 では給食費の集金や支払いは誰（どこ）がすべきか。事務職員は給食費全般についてどの程度、どのように関わるべきか。あなたの考えをお書きください。

- ・ 地教委が扱うのが妥当と思う。
- ・ PTA給食委員会
- ・ 給食センターで、はっきり、どこに依頼するか、依頼される方と話し合いの上明確にすべき。金額等もはっきり説明できるように資料も必要。
- ・ 給食センターに人員を置いて対処すべき。準公費的な扱いで未納者に対する法的処置がとれるようすることがこれからの課題。事務職員だからといって会計する必要はないのでは。
- ・ 給食センターにしていたら助かります。事務職員は準要保護関係の支払いに携わると良いかなと思います。
- ・ 集金→役場 関わらなくていいものなら関わりたくない。集金を扱うなら入金のみで督促等は担任や校長にしてほしい。支払い業務はあまり負担ではない。
- ・ 税金と同様に役場で集金してもらおうと助かる。請求書のチェック、会計全般は事務職員の仕事だと思います。
- ・ 市町村で責任をもって取り扱うべきだと思う。事務職員が担当する場合、収入と支出を同時に行うため会計運営上の問題が多いと思う。現実的には給食会計が学校任せで、多額なお金を扱う割には明確な責任体制や会計処理になっていないケースが多い。この部分で実際には担当しなくても学校の予算担当として助言できることが多いのではないだろうか。

- ・ 集金支払いともに関わっていいと思うが滞納など特別な事情がある場合は管理職(教頭)が関わるべき。
- ・ 集金は学校でも良いと思うが、支払いに関しては業者との契約、それに違反した場合の指導等があるので委員会が行うのが妥当だと思います。督促に関わったことがないのでよくわかりませんが教育長名等を出すというのが必要だと思います。
- ・ 給食費集金は事務職員でいいと思いますが滞納者への催促や保護者宅訪問等は給食センター長や教委がしてもいいと思います。給食センター長がまわってらっしゃる自治体もあります。
- ・ 世間がこのような状況になってきているので、地域の方が集金に携わった方が未納が防げるのではないかと。最終的にどこがとりまとめるかは……事務。
- ・ 保護者が集金しJA口座(学校)に入金。それを学校(事務職員)が未納等のチェックをしてから給食運営委員会(センター)の口座に入金する方法。事務職員は今やってる程度しかやれないし、やるべきでもないと思います。
- ・ 関わらないことが適当だとは思わないが、どこからどこまでとはっきり明示してほしい。
- ・ センター給食の場合はセンターに会計担当の人を置いて支払いまでやってほしい。
- ・ センター方式であればすべて給食センターで。単独であれば集金から支払いまで。
- ・ 集金のみ学校がして、支払い、滞納者への督促は給食センターか教育委員会にしてほしい。
- ・ 共同調理場運営要綱に学校に納入することとあるので、事務が栄養がすればよいと思うが、集金と支払いは分けた方がよいと思う。
- ・ 教育委員会がすべきと思う。実祭に行われているので問題はない。
- ・ 基本的に「設置者」。ただその設置者の下に身を置く者として、まずは「法整備」を。その法の下であれば「1」から「10」まで関わって良いと思う。
- ・ 税金と一緒に各自自治体でやるのがベストだと思います。
- ・ 支払いについては給食センターが行うのが妥当だと思います。集金については、小国町のように町が一括して(その他税収と合わせることも可)徴収する方法が良いと思います。しかし、滞納は増加する傾向にあるのでPTAと役場(給食センター)と協力体制と整えて回収していかなければとも思います。
- ・ 今まで一度も関わったことがないので給食費についてあまり考えたことが無く、本来どうあるべきか等分かりません。ただ、県立の事務職員の話を知ると、特に集金には関わりたくありません。
- ・ 集金、特に支払いに関してはメニューによって過不足がでやすく、給食センターでの事務のほうが良いと思います。ただし、学校で集金等する場合は多額のお金が動かし、積極的に関わるべきだと思います。(集金・支払・督促)
- ・ 本来、給食センターの業務であると思うので今のシステムで良いと思うが、滞納家庭が多いのが問題点である。事務職員は就学援助分野で支払いが難しい家庭に関して関わっていく必要がある。
- ・ 支払いについては、事業主体が行うべき。給食費は「物資代」だから。集金についても同様ですが、未納者が多いという現状を考えると難しいと思う。学校を経由するなら事務職員が窓口となるのが適当。
- ・ 学校で給食費を取り扱うならば、会計事務の一元化の観点から事務職員が関わった方が良いと思います。市町村単位で給食費を取り扱うことができるのであれば、市町村が主体となって集金や支払い業務を行った方が効率的ですが。
- ・ 給食費の集金や支払いは教育委員会がすべき。いまは現金で学校で集めている。共同実施の件もあるので、積極的に関わろうという気持ちになりやっている。本格的に関わり始めたのはここ2年である。やり始めると楽しいし、保護者への受けもいいで頑張りと思うのだが正直煩わしい時もある。特に未納家庭とトラブルした時などは非常に嫌な思いをした。
- ・ 正確なところははっきりしませんが何かの法規で”保護者が責務を負う”というのを見た覚えがあります。しかし、現実では無理があり、学校が代行しているのでしょう。事務職員がどう関わるか、今のところ就学援助関係でしか関わっていません。共同実施に関わるようになれば、全般的な部分で必要になるかもしれません。
- ・ 本校のように小さな学校では事務職員で良いのでは。
- ・ 保護者→センターへ支払うべき。事務職員は関わらなくて良いと思う。
- ・ 基本的にはセンター方式なのでセンターで集金・支払いをしてほしい。

メモ